

監査結果公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年度財政援助団体等の監査の結果について

令和4年1月25日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 大 藪 雅 史

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

東かがわ市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により東かがわ市議会及び東かがわ市長に報告するものである。

令和4年1月

東かがわ市監査委員	楠 田 敬
同	三 好 良 治
同	大 藪 雅 史

目 次

	頁
第 1 基準に準拠している旨・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3 監査の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 4 監査の着眼点・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 5 監査の主な実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第 6 監査の実施場所及び日程・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第 7 監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	3
東かがわ市体育協会・・・・・・・・・・・・・・・・	4
東かがわ市観光協会・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第 8 監査対象団体の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	6

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、東かがわ市監査基準に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

財政援助団体等監査(地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査)

第3 監査の対象

1 東かがわ市体育協会

事業委託

ア 目的

東かがわ市民の心身の健全な発達、健康増進、体力、競技力の向上を目指すとともに、スポーツを通じて市民相互の親睦を図ることを目的とする。

イ 東かがわ市体育協会事業委託料(直近3ヶ年度)実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度
6,843,899 円	4,245,925 円	8,140,000 円

※令和3年度については、交付決定額(年度末清算)

ウ 収支の状況

(単位：円)

区分	項目	令和元年度 収支決算	令和2年度 収支決算	令和3年度 (当初)予算
一般会計	市からの委託料 (割合%)	6,843,899 (98.2)	4,245,925 (99.9)	8,140,000 (98.5)
	他の収益 (割合%)	128,223 (1.8)	6,313 (0.1)	125,022 (1.5)
	計 (割合%)	6,972,122 (100.0)	4,252,238 (100.0)	8,265,022 (100.0)
特別会計	地区体育協会・ 競技種目団体等 負担金	1,763,095	1,722,822	1,308,264

※令和3年度については、一般会計の交付決定額に対する予算額

2 東かがわ市観光協会

東かがわ市観光協会補助事業

ア 目的

東かがわ市観光協会は、東かがわ市の情報発信を効果的に行い、もって市内観光の振興を図ることを目的とする。直近の主な事業方針は、1.観光情報の更新と発信 2.広告宣伝事業 3.観光資源の調査、活かし方、新しい形のツアープランの造成 4.県観光協会及び隣接市町観光協会との広域連携の構築 5.市内関係団体との連携等を行う事業に要する経費の一部について、東かがわ市観光協会補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付するもの。

イ 東かがわ市観光協会補助金(直近3ヶ年度)実績

令和元年度	令和2年度	令和3年度
7,509,468 円	5,373,381 円	16,000,000 円

※令和3年度については、交付決定額(年度末清算)

ウ 収支の状況

(単位：円)

区 分	項 目	令和元年度 決 算	令和2年度 決 算	令和3年度 (当初) 予算
収 入	市からの補助金 (割合 %)	7,509,468 (99.1)	8,800,000 (99.8)	16,000,000 (99.9)
	他の収益 (割合 %)	68,407 (0.9)	14,638 (0.2)	1,000 (0.1)
	計 (割合 %)	7,577,875 (100.0)	8,814,638 (100.0)	16,001,000 (100.0)
支 出	支出額 (市返還金)	7,672,726 (1,290,532)	5,388,019 (3,426,619)	16,001,000 (未定)

※令和3年度については、収入の部、支出の部ともに交付決定額に対する予算額

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示等の妥当性等

第5 監査の主な実施内容

令和元年度、令和2年度並びに令和3年4月1日から令和3年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、

計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査の証拠を入手して、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査の対象	実施場所	所管課名
R3.11.29	東かがわ市体育協会	大内スポーツセンター体育館	生涯学習課
R3.11.29	東かがわ市観光協会	市役所庁舎北棟2階第2会議室	地域創生課

※ 監査実施前、所管課の生涯学習課・地域創生課に、調書・資料等の関係書類の提出を求めた。

第7 監査の結果

監査結果としては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、2団体とも全般的に概ね適正であった。

しかし、一部において改善を要する事項が見受けられた。具体的な改善を要する事項は、次のとおりである。なお、監査時の軽易な誤謬や失念による記載漏れは口頭指導にとどめた。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

実施対象	項目	項目				計
		指摘事項	注意事項	検討事項	要望事項	
1 東かがわ市体育協会		—	—	2	1	3
2 東かがわ市観光協会		—	—	—	1	1

実施対象別の監査の改善等を求める事項の件数一覧表

備考

- 1 指摘事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもののうち重大なもの
- 2 注意事項とは、違法又は不当な事項で是正すべきもの、その他適性を欠く事項で是正すべきもの
- 3 検討事項とは、事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善に向けた検討を求めるもの、その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善に向けた検討を求めるもの
- 4 要望事項とは、制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

① 東かがわ市体育協会

検討事項	
ア	出納簿の作成について
	<p>会計処理方法について、現状取引の記録は入出金の取引記帳がなされているが出納簿のような取引記帳後の残高の表示がないため銀行預金通帳残高との残高照合が容易ではない。会計処理の正確性の検証のためにも、帳簿の残高と銀行預金残高との定期的な照合が必要と考えられるので、出納簿の形式による取引記帳を検討願いたい。</p>
イ	加盟団体の事業報告の資料について
	<p>加盟団体の事業報告の資料について、令和3年度第1回東かがわ市体育協会理事会資料の第3号議案 令和2年度監査報告に「大会等結果・参加者名簿など、資料不足の団体が散見された。」との指摘があり、往査時質問のところ、事務局からは「事業団体に状況確認等を行ったことはある。(資料不足は)改善はしているが、完璧にするのは難しい。参加者名簿は入手している。」との説明があった。</p> <p>事業報告書の添付資料の重要性については前回監査の監査意見にも述べているが、事業の実績確認には適切な資料の添付が必要であり、引き続き加盟団体への資料添付の周知徹底を願いたい。</p>

要望事項	
ア	事務局担当役員について
	<p>東かがわ市体育協会内規の6(役員)には、副会長5名以内で地区体育協会より3名、競技団体より2名選出し、そのうち1名は事務局担当とすると規定されている。協会からは担当役員名は名簿に記載されていないが、担当役員は決めているとの説明を受けた。事務局事務は委託しているが、担当役員は体育協会の事務局責任者として重要な役割を担っていると考えられるので、名簿には、事務局担当役員が誰であるのかを明記されたい。</p>

② 東かがわ市観光協会

要望事項	
ア	観光事業の展開について
	<p>東かがわ市観光協会は組織の機能強化や社会的な信頼性を確保するために、来年度より一般社団法人に法人化し、その目的を「東かがわ市の観光資源を活用し、地域の特性を生かして観光客を誘致することにより、市民が誇りと愛着を持ち活力に満ちた地域社会を実現するとともに、文化の向上を図るほか、産業、経済の振興に寄与することを目的とする。」としている。</p> <p>現在、コロナ感染の先行きが不透明な中、事業施策の立案・遂行には引き続き困難が予想されるが、新体制のもと、東かがわ市観光基本計画で設定された目標達成に資する事業展開が図られることを期待し要望する。</p>

第8 監査対象団体の概要

1 東かがわ市体育協会

ア 団体名： 東かがわ市体育協会（設立年月日：平成 15 年 4 月 1 日）

イ 目的(規約第 3 条)

本会は、東かがわ市民の心身の健全な発達、健康増進、体力、競技力の向上を目指すとともに、スポーツを通じて市民相互の親睦を図ることを目的とする。

ウ 事業(規約第 4 条)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市内各体育館との連絡調整
- (2) 各種大会、講習会等の開催及び委託、並びにその助成
- (3) 東かがわ市のスポーツ行政に協力
- (4) スポーツ選手の育成強化及び指導者の育成
- (5) (財) 香川県体育協会への加盟と、その行事への参加
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業

エ 事務所所在地

香川県東かがわ市西村 1155 番地（東かがわ市スポーツ財団内）

オ 組織(令和3年4月現在)

役員 35 名

顧問	会長	副会長	理事	監事
1 名	1 名	5 名	26 名	2 名

※事務局の1名は、東かがわ市スポーツ財団員が事務を行っている。

カ 総利用者数の推移

H30	R 1	R 2
6,435 名	5,100 名	2,736 名

キ 加入団体(令和3年4月現在)

地区体育協会(9団体)、競技種目団体(17団体)

2 東かがわ市観光協会

ア 団体名： 東かがわ市観光協会

(設立年月日:平成 30 年 3 月 30 日)

イ 目的(規約第 2 条)

本会は、東かがわ市の情報発信等を効果的に行い、もって市内観光の振興を図ることを目的とする。

ウ 事業(規約第 3 条)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査及び研究に関する事業
- (2) 観光に関する情報の収集及び発信に関する事業
- (3) 観光関係団体との連携に関する事業
- (4) その他目的達成のために必要な事業

エ 事務所所在地

香川県東かがわ市湊1847番地1(東かがわ市役所内)

オ 組織(令和3年4月現在)

役員 6名

会長	副会長	理事	監事
1名	1名	3名	1名

事務局 3名

事務局長	コーディネーター	職員
1名	1名	1名

カ 総利用者数の推移(観光地施設 19 箇所)

H30	R 1	R 2
756,067 名	694,883 名	489,294 名

内インバウンド観光実績 (外国人客数)

H30	R 1	R 2
9,508 名	4,578 名	365 名